

病児・病後児保育室のご案内

病児・病後児保育室とは、病気やケガのために保育所などに通うことができず、また、保護者の都合で、家庭での保育が困難な児童を一時的にお預かりする施設です。

ご利用方法等について、詳しくは各施設または保育幼稚園課におたずねください。

【病児保育室】～病気・ケガの「進行期」～

基本料金：1,000円

	伊藤産婦人科眼科医院 「らっこ」	【定員2人】 平田町1362-1 ☎ 080-2902-9513
	わたなべこどもレディース クリニック「ひよこ」	【定員4人】 武志町836-6 ☎ 25-8104
	島根大学医学部附属病院 「ニコニコうさぎ」	【定員4人】 塩冶町89-1 ☎ 090-8999-3390 (予約) ☎ 20-2016 (利用方法等)

【病後児保育室】～病気・ケガの「回復期」～

基本料金：500円

	浜山あおい保育園「まーま」	【定員3人】 天神町1111-1 ☎ 090-4574-9753 ✉ hama.aoi.ma-ma@docomo.ne.jp
	おおつか保育園「いるか組」	【定員3人】 大塚町790-1 ☎ 080-1909-7479 ✉ ootuka-hoikuen.iruka@docomo.ne.jp
	あすなる第2保育園 「あすなるキッズルーム」	【定員3人】 白枝町1337-8 ☎ 080-2910-3521 ✉ a2kidsroom@docomo.ne.jp

開所日・時間

月～金曜日 8:30～17:30(前後30分の延長時間あり)
土曜日 8:30～12:30(前のみ30分の延長時間あり)
*「ニコニコうさぎ」は土曜日は休業します。
*「ひよこ」は「8:00～8:30」の延長時間はありません。
*延長時間は有料(500円)です。また、前日までに予約が必要です。

- *基本料金、延長料金のほか、シーツ代(150円)、紙おむつ(30円)を利用した場合に料金が発生します。
- *出雲市に住所を有する児童に対しては、世帯の所得状況等に応じて利用料の減免を受けられる場合があります。
- *利用予約は前日までに、各施設に直接連絡してください。
- *病児・病後児保育室を利用できる対象児童は、出雲市内に住所を有する小学生までの児童、または、出雲市外に住所を有しているが出雲市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校に在籍中の児童です。
- *病児・病後児保育室が利用できるかどうか、かかりつけ医師の診察が必要です。
- *定員や、利用当日の体調によっては、施設利用ができない場合があります。
- *お子さんのアレルギーなど、実際に利用する際に施設側がスムーズに受け入れできるよう、あらかじめ施設を見学しておきましょう。



おたずね／保育幼稚園課 ☎21-6119

認知症になっても笑顔で暮らせるまちづくり オレンジカフェいずも

市では、認知症の人とその家族、医療・介護の専門職、ボランティアなどの市民が気軽に集い、交流や相談ができる憩いの場として、オレンジカフェ(認知症カフェ)を開催しています。

どなたでも参加することができ、出入りは自由です。一人で悩まず、ゆっくりお茶を飲みながら語り合ってみませんか。

おたずね／医療介護連携課 ☎21-6106



介護経験者や専門職が認知症についての相談に乗ります。お気軽にお立ち寄りください。

- とき 毎月 第2・第4金曜日
13:30～15:30
- ところ ラビタ本店2階
JAいずもふれあいの家“縁”
- 参加費 100円(お茶代) 参加申込:不要

軽自動車税グリーン化特例(軽課)について

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新車新規登録した三輪および四輪の軽自動車で、排出ガスおよび燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、新車新規登録した日の属する年度の翌年度分に限り税率を軽減する特例措置を適用します。

軽課の税率が適用されるのは1年限りで、翌年度以降の税率区分は新税率になります。

※平成29年度までと対象車種の基準が変更になっています。

車検証の初度検査年月		グリーン化特例の税率 (新車新規登録した年度の翌年度)			グリーン化特例適用 翌年度の税率	
税率区分		(ア)新税率の 概ね75%軽減	(イ)新税率の 概ね50%軽減	(ウ)新税率の 概ね25%軽減	新税率	
四輪以上 (660cc以下)	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	10,800円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円
三輪(660cc以下)		1,000円	2,000円	3,000円	3,900円	

(ア)電気自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス保安基準適合車または平成21年排出ガス基準10%低減車)

(イ)乗用:平成32年度燃費基準+30%達成車

貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ)乗用:平成32年度燃費基準+10%達成車

貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車

[注](イ)、(ウ)については、内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の軽自動車、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★)

★)車または、平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限り、燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

～軽自動車税についてのお知らせ～

平成30年度 軽自動車税税額変更について

四輪の軽自動車で平成30年度から税額が変更になるものは次の車両です。

- 新車新規登録から13年を経過した環境負荷の大きい軽自動車は税額が高くなります。(重課税額)
※平成30年度から税額が高くなる車両は、車検証に記載されている「初度検査年月」が平成16年4月～平成17年3月の車両です。
- 平成29年度に税率の軽減(グリーン化特例)を受けた車両は、平成30年度以降は軽減がなくなり、税額が高くなります。(軽減の税額が適用されるのは、1年限りです。)

軽自動車税の申告手続き

- 軽自動車税(軽自動車・二輪車・原動機付自転車・小型特殊自動車)は、4月1日現在の所有者に年額が課税されます。
- 登録内容(車体・名義・廃車など)に変更がある場合は、3月30日までに申告手続きをしてください。手続き先は、車種により異なります。その後、年度途中に譲渡や廃車の手続きをされても、月割りで税金が還付されることはありませんので、十分ご注意ください。
- 小型特殊自動車(農耕トラクタ、乗用田植機、コンバイン、フォークリフト、ミニバックホウなど)は、公道を走行しない場合でも軽自動車税の申告をする必要があります。

軽自動車税に関するおたすね/市民税課 ☎21-6703

出雲税務署からのお知らせ

法定調書はe-Taxソフト(WEB版)で!!



e-Taxソフト(WEB版)を利用すると、法定調書や徴収高計算書などがWeb上で作成、送信できます。ぜひご利用ください。



詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

イータックス

検索



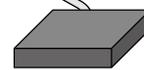
※ 上記コードのURLは今後変更する場合があります。

マイナンバーカードで e-Tax

用意するもの



マイナンバーカード



ICカードリーダライタ

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書等データを作成し、送信



おたすね/出雲税務署 ☎21-0440